

# お知らせ

## 子ども文化・スポーツ賞等を創設しました

教育委員会では、町内の児童生徒における芸術文化及びスポーツ活動を奨励するとともに、心身の健全な育成に寄与するため、子ども文化・スポーツ賞等を創設しました。  
対象者

町内の小中学校に在学する児童生徒、又は当該児童生徒で組織された団体が、被表彰者として対象となります。

### 表彰の種類及び基準

【芸術文化分野】  
全国的または全道的な作品展やコンクールにおいて、優秀な賞を受賞したときなどに、その成績に応じて子ども文化賞または子ども文化奨励賞を贈ります。

### 【スポーツ分野】

全国大会や全道大会に出場したときに、その成績に応じて子どもスポーツ賞又は子どもスポーツ奨励賞を贈ります。

### 被表彰者の決定方法

学校長又は団体の代表者が

らの推薦を受け、安平町社会教育委員会議又は安平町体育指導委員会議から意見を聴き、教育委員会で決定します。

## 住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額

### 減額の対象

1戸当たり100平方メートル相当分までの固定資産税を1/3減額（翌年度分に限り）

### 申告の方法

改修後3カ月以内に税務課（早来庁舎）もしくは住民総合相談室（追分庁舎）まで「バリアフリー改修に係る固定資産税減額申告書」を提出してください。

なお、申告の際は、次の書類を添付してください。

### 必要書類

- ・改修工事明細書（当該改修工事の内容がわかるもの）
- ・領収書（領収書等の実際に支払った金額が分かる書類で、なおかつバリアフリー改修に要した費用が明記されたもの）
- ・着工前及び完成後が確認できる写真（日付が入ったもの）

### 補助金等の明細書

・要介護認定又は要介護支援認定を受けている人、しよ

うがいのある人が居住している住宅の場合は、各種手帳の写し（新築住宅に対する減額措置又は耐震改修に対する減額措置の適用を受けている住宅については、重複しての適用は受けられません。）

重複しての適用は受けられません。）

### 問合せ

税務課 ☎2513（直通）

## 循環バスの運行路線に新停留所を設け8月10日より運行開始



### 停留所の追加

追分地区若草公園・若草3丁目の間に新バス停留旧大井商店前

### 【旧大井商店前】

\*追分方面→安平方面

第1便 8時47分

第2便 12時26分

第3便 15時26分

\*安平方面→追分方面

第1便 10時06分

第2便 13時45分

第3便 16時45分

## 「早来雪だるま」特別住民票の発行・交付について

「早来雪だるま」は、早来雪だるま郵便局の屋根の上にある「雪だるまモニュメント」のことです。特別住民票が与えられている立派な安平町民の1人です。

毎年、特別住民票の「雪だるま」図柄と雪だるまからの「メッセージ」をリニューアルしており、今年「雪だるま」が何かの動物に乗っているほか、発行ナンバーが入っているため、世界に1枚だけの特別住民票です。

発行開始月日

8月8日（水）から8月31日

（金）までの期間限定発行

交付窓口

役場住民生活課（早来庁舎）・情報課（追分庁舎）

その他

発行手数料は無料。申請者1人につき1枚。郵送でも取り扱えますので、詳細はお問合せください。

問合せ

まちづくり推進課（早来庁舎）

☎2514